

第122回定時株主総会決議ご通知

本日開催の当社第122回定時株主総会において下記のとおり報告および決議されましたのでご通知いたします。

記

1. 株主総会開催日時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 報告事項 第122期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
上記内容を報告いたしました。

3. 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、定款は別紙のとおり変更されました。

第2号議案 取締役9名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、時田 隆仁、古田 英範、磯部 武司、山本 正巳、向井 千秋、阿部 敦、古城 佳子、スコット キャロンおよび佐々江 賢一郎の9氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、取締役 向井 千秋、阿部 敦、古城 佳子、スコット キャロンおよび佐々江 賢一郎の5氏は社外取締役です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、キャサリン オコーネル氏が監査役に選任され、就任いたしました。

なお、監査役 キャサリン オコーネル氏は社外監査役です。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の内容改定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、①2022年度以降の業績連動型株式報酬に係る業績達成水準の指標に、EPS（一株当たり当期利益）が追加されるとともに、②業績連動型株式報酬について、報酬の一部を当該報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担相当の金銭で、残りを当社株式の割当てのための金銭報酬債権で支給するように改定されました。

以上

役員人事について

本総会終結後に開催されました臨時取締役会および定例監査役会において、代表取締役その他の役付取締役、取締役会議長および常勤監査役の選定が行われ、役員体制は以下のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

代表取締役社長 時 田 隆 仁

代表取締役副社長 古 田 英 範

取締役執行役員 磯 部 武 司

取締役シニアアドバイザー 山 本 正 巳

取締役 向 井 千 秋

取締役会議長 阿 部 敦

取締役 古 城 佳 子

取締役 スコット キャロン

取締役 佐々江 賢一郎

常勤監査役 広 瀬 陽 一

常勤監査役 山 室 恵

監査役 初 川 浩 司

監査役 幕 田 英 雄

監査役 キャサリン オコーネル

定款一部変更の具体的な内容について

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第1条 (商号) 当社は富士通株式会社と称し、英文では <u>F U J I T S U L I M I T E D</u> とする。	第1条 (商号) 当社は富士通株式会社と称し、英文では <u>F u j i t s u L i m i t e d</u> とする。
第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	第17条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則) 1 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、施行日という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上